

被災者の就労支援施策パッケージについて

東日本大震災の被災地においては、被災3県とも有効求人倍率は1倍を超え、全体として多くの求人が存在しているが、職種や条件によって求人と求職とのギャップが生じ、雇用のミスマッチが生じていることから、その解消に努めていくことが求められる。また、原子力災害により避難生活を続けている方々の中で、いまだ安定した仕事に就けないまま不安定な生活を送る方々の自立のために、被災者に寄り添った就労支援を実施する。

ハローワークにおける就職支援

平成28年度予算(案)
574億円の内数

ハローワークにおいて、求職者のニーズに応じた求人の開拓・確保、職業相談・職業紹介、職業訓練への誘導など、個々の被災された求職者に寄り添い、きめ細かな就職支援を行う。

- ・求職者の状況に応じ、担当者制等による個別の職業相談・職業紹介を行う。
- ・全国ネットワークを活用した広域職業紹介を行う。
- ・仮設住宅等へ直接出向き、当事者に寄り添う形でのよりきめ細かな職業相談・職業紹介を行う。

など

福島避難者帰還等就職支援事業

平成28年度予算(案)
4.3億円

原子力災害による避難指示区域等からの避難者の福島県外・県内避難先における就職支援を行うとともに、地元への帰還・就職が円滑に進むよう就職支援体制の充実を図る。

- ・避難者の多い都府県(山形、埼玉、東京、新潟、大阪)のハローワーク内に「福島就職支援コーナー」を設置し、福島県へ帰還して就職することを希望している避難者に対して、きめ細かな支援を行う。
- ・首都圏等において福島県内の企業を集めた合同就職面接会を開催する。
- ・福島労働局、福島県、原子力災害被災12市町村の連携・協力の下、福島県、市町村及び関係機関で構成する協議会において福島雇用促進支援事業実施計画を策定し、当該計画に基づく雇用確保に係る事業、就職促進に係る事業、職場体験事業等により地元への帰還・就職が円滑に進むよう支援を行う。
- ・原子力災害被災12市町村からの避難者全世帯へ福島県を通じて、就業支援策等についての情報提供を行う。

原子力災害対応雇用支援事業(仮称)(新規)

平成28年度予算(案)
42.5億円

原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保等を通じた生活の安定を図るため、民間企業・NPO等への委託により雇用・就業機会を創出する。

- ・福島県内の災害救助法適用地域の事業所に勤務していた、または居住していた方等を雇用する事業を自治体を実施。
- ・次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施。

事業復興型雇用創出事業

平成28年度予算(案)
40.7億円

被災地の雇用のミスマッチ対策に資するため、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援と併せて、産業施策と一体となった雇用面での支援を行い、復興に不可欠な生業を中心とする産業の早期自立と安定的な雇用の確保を図る。

- ・国や自治体の補助金・融資の対象となっている被災地の中小企業が、ミスマッチ分野等において期間の定めなく被災求職者を雇い入れた場合に人材育成等のための費用を3年間助成。(原則1人120万円、福島県15市町村は225万円)

職業訓練の実施

平成28年度予算(案)
1147.8億円の内数

離職中の方を対象として、地域や産業界のニーズを踏まえた公的職業訓練を実施する。特に被災3県においては、被災した離職者向けの特別訓練コース(建設機械の運転等)の設定など、職業訓練を機動的に実施する。

復興・創生期間における総合的な雇用対策について

	集中復興期間	復興・創生期間
有効求人率	岩手県 0.50 → 1.11 1.01 (H25年5月) 宮城県 0.52 → 1.28 1.04 (H24年4月) 福島県 0.51 → 1.42 1.01 (H24年6月) (H23年2月) (H27年3月)	雇用創出からミスマッチの解消へ
政策目的	雇用創出 ミスマッチの解消 人材確保 就職支援	
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ○震災等対応雇用支援事業 被災3県雇用創出実績 約11万人 ※H23～H26年度実績 ○事業復興型雇用創出事業 被災3県雇用創出実績 約12万人 ※H23～H26年度実績 ○ハローワークの求人開拓・確保と職業紹介 被災3県就職件数実績 約56万件 ※H23～H26年度実績 など 	今後の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害対応雇用支援事業(仮称) ○事業復興型雇用創出事業 ○個々の被災者に寄り添った就労支援

ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の就職支援

平成28年度予算(案) 574億円の内数

○ ハローワークが全国ネットワークを活用し、次のような職業相談・職業紹介を実施

- (1) 除染及び復興作業により人手不足が生じうる産業の求人開拓・求人確保
- (2) 必要な求職者に対して、担当者制による個別支援、訓練への誘導など、きめ細かな就職支援の実施
また、個別相談の際に、就職先が未決定な理由等も把握し、求人情報等を郵送等により提供
- (3) 広域職業紹介の実施
 - ・全国の求人情報が検索できるシステムによる広域的な職業紹介の実施。
- (4) 出張相談の実施
 - ・ハローワークから仮設住宅等へ出向き、職業相談、雇用保険の手続きの相談、労働相談、メンタルヘルス相談等を実施
- (5) 職場見学会、合同就職面接会を開催
 - ・水産加工業等、地元企業への職場見学会、地方自治体等とも協力した就職面接会を開催



職業相談の様子



職場見学会案内



合同就職面接会

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第68条及び第77条の規定に基づき、福島の労働者の職業の安定を図り、また、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、原子力災害の影響により避難指示区域等からの避難者（その避難している地域に住所を移転した者を含む。）の避難先での就職支援を行うとともに、地元への帰還・就職が円滑に進むよう、就職支援体制の整備を図る。

避難者が多い地域

福島帰還希望者就職支援事業

「福島就職支援コーナー」を山形、埼玉、東京、新潟、大阪労働局管内のハローワークに設置し、福島県へ帰還して就職することを希望している避難者に対して、きめ細やかな支援を行う。

また、福島県内の企業を集めた合同面接会を大都市圏等で実施。

福島就職支援コーナー設置地域

<p>新潟</p> 	<p>山形</p> 	<p>埼玉</p> 
<p>東京</p> 		<p>大阪</p> 

合同面接会実施地域

福島県

福島雇用促進支援事業

福島県内のうち、避難解除区域に帰還する労働者等の雇用の安定に取り組む地域の関係者から構成される協議会が策定した雇用対策・就職支援の取組を国が選定し、当該協議会に事業を委託して実施。

福島雇用創出総合支援事業

就職支援コーディネーターを配置し、福島雇用促進支援事業、地域雇用開発促進法に基づく実践型地域雇用創造事業等、市町村の実情に応じた活用方法等を提案し、福島県内の市町村での雇用創出の取組を総合的に支援。

また、福島就職支援コーナーへの情報提供等、積極的に連携。

福島避難者等就職支援事業

- ① 就職支援ナビゲーターを配置し、福島県内に避難している求職者及び避難元の求職者に担当者制も含めてきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。
- ② 福島県内避難先に従来から設置されているマザーズコーナーの運営体制を充実させ、帰還するまでの間の避難先での一時的な就業または帰還地域での就業を希望する子育て中の求職者個々の希望に応じたきめ細かな就職支援を実施。

原子力災害対応雇用支援事業（仮称）（新規）

平成28年度予算(案) 42.5億円

※一部は緊急雇用創出事業臨時
特例基金への積み増し(19.6億円)

趣 旨

- 長引く原子力災害の影響により、福島県における雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として多くの被災者が避難する状況が続いている。
- 平成28年度以降、避難指示区域の解除等を契機に、県外避難者や、長期の非就労状態にあった方が急激に労働市場に流入することが予想される。
- こうした方々の雇用が安定するまでの準備期間に限り、次の雇用までの一時的な雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

事業の概要

◆事業内容

- 事業実施期間：平成28年度末まで
(ただし、平成28年度までに開始した基金事業については平成29年度末まで)
 - 実施地域：福島県全域
 - 対象者：福島県被災求職者
 - ①福島県に所在する事業所に雇用されていた者
 - ②福島県に居住していた者のいずれかに該当し、かつ過去1年間に福島県内で震災等対応雇用支援事業以外の仕事に就いていない者
- (注) これまで実施してきた「商工会等の復興支援員配置事業(27年度予算額5.4億円、150名)」は、引き続き、本事業で対応。

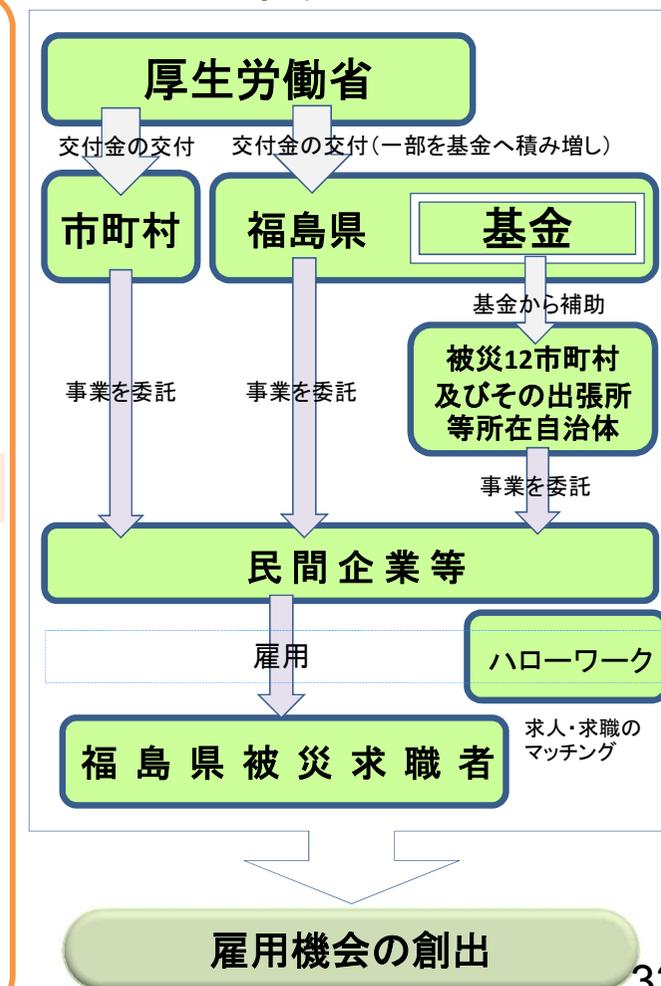
◆事業概要

- 次の雇用までの一時的な雇用の場を求める福島県被災求職者に対し、企業、NPO等への委託により、雇用・就業機会を創出し、生活の安定を図る。

◆実施要件

- 福島県の自治体等が実施する原子力災害由来の事業等(他の事業で措置できない事業に限る)を対象とする。
- 次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施する。
- 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
- 雇用期間は1年以内(複数回更新可)

《事業スキーム》



事業復興型雇用創出事業

平成28年度予算(案) 40.7億円

※緊急雇用創出事業臨時特例基金への積み増し

趣旨

- 被災地では雇用情勢が改善しているものの、建設、水産加工、介護などの分野では人手不足が慢性化しており、一方で安定した職業に就けない被災者が多数存在するなど雇用のミスマッチが生じている。さらに事業所用地の整備に時間を要していることなどが重なり、本格的な雇用復興はなお時間を要する状況にある。
- こうした被災地特有の現状に対応するためには、復興に不可欠な生業を中心とする産業の早期自立と安定的な雇用の確保を図る必要があることから、中小企業が雇用のミスマッチ分野等において求職者を雇用する場合に、産業施策と一体となって雇用面から支援を行うことで、その解消を図るものである。

事業概要

【事業実施期間】

平成28年度までに事業を開始した場合に3年間支援(平成28年度～平成31年度)

【実施地域】

岩手県(沿岸部)、宮城県(沿岸部)、福島県(全域)

【対象事業者】

中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者(福島県の被災15市町村を除く)に該当する事業所であって、以下のいずれかに該当する事業を実施する事業所

- ① 国や自治体の補助金・融資(新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象にするもの。)の対象となっている事業所
- ② ①以外で、雇用のミスマッチが生じている分野等の「産業施策と一体となった雇用支援」と認められる事業

【支給事由】

被災地の事業所においては、復興需要等に伴う人手不足など、被災地特有の事情により人材の確保に困難が生じていることから、産業施策の支援を受けたのち、期間の定めなく求職者を雇用した事業主に対し、計画的な人材育成や職場環境整備などのための資金を助成するもの。

【対象者】

被災求職者

【支給額】

- ・1人当たりの助成額 120万円〔短時間労働者は60万円〕(3年間)
※支給額は段階的に減らす仕組みとする
※ただし、福島県にあっては、被災15市町村内で事業を行う対象事業所の1人当たりの助成額を225万円(短時間労働者は110万円)とする。
- ・1事業所につき2,000万円を上限

